

大分県報

令和五年
四月三日
号外（六二）

（月曜日）

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結……………
大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………
大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………
大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………

告示

大分県告示第百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和五年四月三日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和五年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算するものとする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 吉富 健太郎
住所 大分市明野南一丁目三十四番三十四号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払とする。

大分県告示第百六十号

令和五年四月三日

大分県報号外（告示）

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
令和五年四月三日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の名称及び住所
大分市舞鶴町一丁目四番一五号

二 委託の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
令和五年四月三日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の名称及び住所

大分県森林組合連合会
西高森林組合
国東森林組合
別杵速見森林組合
おおいた森林組合
白津関森林組合
佐伯広域森林組合
大野郡森林組合
竹田市森林組合
玖珠郡森林組合
日田市森林組合
日田郡森林組合
山国川流域森林組合
宇佐地区森林組合
大分県木材協同組合連合会
日田木材協同組合
大分県造林素材生産事業協同組合

大分市花園二丁目六番五十一号
豊後高田市大字鼎三二二番地
国東市国東町小原四四二二番地の一
杵築市山香町大字内河野二七八番地の六
由布市庄内町大龍一七一一番地の一
白杵市板知屋字大寺浦一二五七番地の一
佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二
豊後大野市三重町菅生一二三番地
竹田市大字飛田川二二四六番地の七
玖珠郡玖珠町大字大隈一九九番地の五
日田市大字庄手八五〇番地の五
日田市天瀬町五馬市三〇〇番地
中津市山国町宇曾六九六番地一
宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地
大分市王子港町一番一七号
日田市大字東有田字新山二七七六番地の六
大分市弁天一丁目一番二三号

二 委託の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第百六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和五年四月三日

一 受託者の名称及び住所

大分県知事 広瀬勝貞

名称

住所

大分県漁業協同組合

大分市府内町三丁目五番七号

二 委託の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで